

消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第七項第三号の規定に基づく屋内避難階段等の部分を定める件

(平成十四年十一月二十八日)

(消防庁告示第七号)

改正 平成二十七年 三月一六日消防庁告示第 二号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第六項第三号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を次のとおり定める。

消防法施行規則第四条の二の三並びに第二十六条第二項、第五項第三号ハ及び第七項第三号の屋内避難階段等の部分は、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次の一及び二に該当するものとする。

一 開口部の開口面積は、二平方メートル以上であること。

二 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に五百平方センチメートル以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。

附 則

1 この告示は、平成十五年十月一日から施行する。

2 消防法施行規則の規定に定める屋内避難階段等の部分を定める件(昭和四十八年消防庁告示第十号)は、廃止する。

附 則 (平成二十七年三月一六日消防庁告示第二号)

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。